

# 医療機関・薬局での資格確認とレセプト請求 (令和6年12月2日以降の取扱い)

令和6年10月31日

第184回社会保障審議会  
医療保険部会

資料2

マイナンバーカードをカードリーダーにかざすようご案内ください

確認できた

問題なし

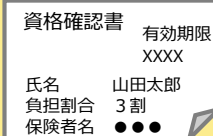
何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

マイナンバーカードを持っていない方の場合

健康保険証  
(~2025.12/1)



資格確認書  
(2024.12/2~)



マイナ保険証



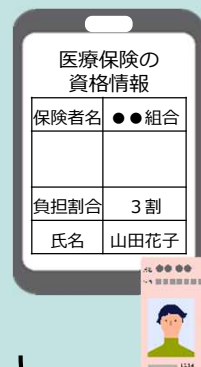
※追加で保険証の提示は不要

※電子証明書の有効期限後3カ月間は資格確認可

【患者が提示可能な場合】

マイナポータル画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



資格情報のお知らせ

●●組合  
氏名 山田花子  
負担割合 3割  
受診の際  
マイナ保険証が必要

※追加で保険証の提示は不要

【再診の場合】

過去の受診で  
請求に必要な  
資格情報を把握  
していれば、  
患者への口頭  
確認

【初診の場合】

被保険者資格申立書



(事後に確認)

患者には適切な自己負担分（3割分等）の支払を求めてください

上記の方法で確認した被保険者番号等を入力して、  
レセプト請求をしてください

※オンライン資格確認等システムから資格情報をダウンロードしておくことで、事後的に被保険者番号等の確認が可能です

以下の①→②→③の順に可能な方法を選択してレセプト請求をしてください

- ① 患者からの聞き取りや過去の受診歴等から確認できた「現在」の被保険者番号等を入力する
- ② オンライン資格確認における「資格（無効）」画面や過去の受診歴等から確認できた「過去」の被保険者番号等を入力する  
→資格無効の場合には喪失した「旧資格情報」で請求してください
- ③ 被保険者資格申立書に記入された患者の住所・連絡先等を摘要欄に記載の上、被保険者番号等は不詳として「7」を必要な桁数分入力する  
→資格情報なしの場合には「不詳レセプト」として請求をしてください